

福津市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画(案)

令和7年2月



福津市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 福津市中学校部活動の役割と指針	2
1. 学校教育活動としての部活動の役割	2
2. 中学校部活動ガイドライン	3
第2章 福津市学校部活動の地域展開の基本目標	6
1. 福津市における「学校部活動の地域展開」の目標	6
2. コミュニティ・スクールの強みを生かした福津市の「学校部活動の地域展開」	6
3. 基本方針	7
4. 学校部活動の地域展開へのスケジュール	8
第3章 新たに設置する「福津市認定地域クラブ」	9
1. 福津市認定地域クラブの定義・位置付け	9
2. 対象者	9
3. 実施体制	9
4. 市認定クラブの要件	11
5. 適切な休養日の設定	11
6. 会費等	12
7. 保険の加入	12
8. 活動場所	12
9. 備品等	12
10. 指導者等の要件等	13
11. 既存のクラブ・サークルとの連携・協働	13
12. 学校との連携等	13
13. 教職員の兼職兼業について	13
14. その他	14

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教職員の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、全国的に少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。また教職員の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、専門性や意思に関わらず顧問を務めなければならない場合に負担感が生じており、これまでの指導体制を継続することも一層難しくなってきた。

このような情勢を受け、令和４年１２月、スポーツ庁・文化庁は「部活動の地域移行」を掲げ、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を策定し、「学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組む」ことを示した。また福岡県では令和６年３月に「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」が策定され、子どもたちがスポーツ文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けた道筋が示された。

福津市においては、急激な人口増加に伴い児童・生徒数も増加し、部活動によっては、活動場所、設備、用具、指導者が不足するなど、生徒にとって最適とはいえない活動状況にある。

そこで福津市では、国や県の動向を受け、令和６年度に有識者や市内関係団体、学校等で構成される「福津市部活動改革検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を立ち上げ、市内中学校の部活動の在り方について協議を重ねてきた。合わせて、子ども達がスポーツ・文化芸術に出会う、体験する、関わる、挑戦する、極めることができる豊かな活動機会の充実のための新たなしくみづくりに着手することとした。具体的なしくみの骨格づくりに向けては、生徒・保護者・教職員を対象としたアンケート調査を実施するとともに、市内中学校生徒会・有志らによる「中学生会議」や、市内小学生（公募）による「小学生会議」を開催し、主体である子どもたちの意見・要望も踏まえ、検討を進めてきた。

本推進計画は、検討協議会で取りまとめられた提言を踏まえ、子どもたちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな福津市認定地域クラブを整備するために必要な対応や具体的な方針について、まとめたものである。

本推進計画の策定により、地域、学校、保護者、生徒等の関係者に対し、取り組みの背景や方針、具体的な取り組み内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組むことを目的としている。

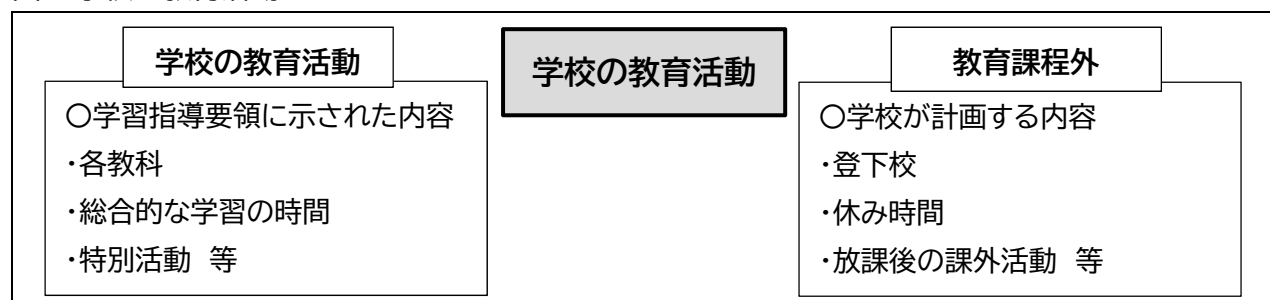
第1章 福津市中学校部活動の役割と指針

1. 学校教育活動としての部活動の役割

(1) 学校教育における部活動の位置付け

学校の教育活動は、「教育課程」と呼ばれる学習指導要領に示された内容と、「教育課程外」と呼ばれる学校が計画する内容で構成されている。

図1: 学校の教育活動



部活動は、「教育課程外」の活動で、法令上、学校が設置、運営する義務とはされていない。しかし、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから学校の教育活動の一環として計画、実施されている。

また、平成29年3月告示の中学校学習指導要領において、部活動は以下のように位置づけられている。

○中学校学習指導要領(平成29年3月告示)抜粋

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動と連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取り扱い

2 第2の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

(2)部活動の意義

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒などの人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりと、その教育的意義が大きいものであるといえる。また、スポーツや文化及び芸術、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成に資するともいえる。中学生のこの時期に、スポーツや文化・芸術活動等に興味・関心を持った生徒が自主的・自発的に集い、部活動顧問の指導の下、その楽しさや喜び、感動・悔しさ・達成感などの体験や豊かな人間性の育成、自主性・克己心・社会的な態度・協調性・リーダーシップなどを醸成し、生涯にわたりスポーツや芸術、文化活動に親しむための基盤をつくることは、豊かな人生を送ることにつながる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

(3)部活動の現状と課題

しかし、今日においては、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教職員だけでは解決することができない課題が増えている。また、全国的に少子化が進む中、部活動は、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっている。福津市においては、急激な人口増加に伴い児童・生徒数が増加し、部活動によっては、活動場所、設備、用具、指導者が不足するなど、生徒にとって最適とはいえない活動状況にある。

【生徒の実態】

- ・適正・適切な休養を伴わない活動が行われた場合、生徒のバランスのとれた生活や成長に弊害が生じ、発育期のスポーツ障害や外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながるとはいえないことがある。
- ・生徒数が増加したことにより、中学校によっては活動場所等が十分に確保できていない。
- ・多様な種目を選択できる環境ではない。

【教職員の実態】

- ・教職員の長時間労働。(部活動の指導時間が特に長い)
- ・教職員の放課後の時間を部活動に費やすことで、授業準備、家庭訪問、外部専門機関との連携が取りづらくなっている。
- ・専門種目外(競技経験なし)で担当している部活動顧問の数が多い。
- ・土日に開催される大会等の引率は教職員で行っているため、休日が取れない。また、審判等の大会運営業務も教職員が担っている。

2. 中学校部活動ガイドライン

学校部活動を進める上での指針は次のとおりとする。

(1)部活動方針等の策定

- ア 学校は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁及び文化庁)、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」及び自校の実態等を踏ま

え、学校ごとの活動方針を作成する。また、活動方針を学校ホームページで公開するなど、保護者や地域に公表する。

イ 部活動顧問は、各学校の活動方針を踏まえ、活動日や休養日、大会等を含めた年間及び毎月の活動計画を作成し、毎月及び年間の活動実績報告を校長に提出する。

(2)指導・運営に係る体制づくり

ア 校長は、学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部活動数についての検証を行う。

イ 校長は、毎月の活動計画等の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 市教育委員会は、学校の実情に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう部活動指導員を任用し学校に配置する。

エ 部活動顧問と、部活動指導員及び外部指導者(以下「顧問等」という。)は、役割を明確にし、互いに連携を図ることによって、より効果的な指導を行うこと。

(3)適切な休養日等について

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日等は少なくとも1日を休養日とすること。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)

併せて、以下に示す土日等の活動については、部活動の地域クラブ活動への移行を踏まえ、地域クラブ活動等の活動場所となる学校施設の確保等を目的に休養日とする。(以下に指定した土日等に中体連主催大会及び中文連主催コンクール等がある場合は、休養日を他の日に振り替えること。)

- ・令和7年4月から 毎月最低2度の土曜日・日曜日(連続する休養日とすること)
- ・令和8年4月から 毎月最低3度の土曜日・日曜日(連続する休養日とすること)
- ・令和9年4月から 令和8年度末までに方針を決定

イ 1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。(週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい。「スポーツ医・科学の研究を踏まえた活動基準」より)

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中と同様とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

エ 夏季休業中等の学校閉庁日は休養日とする。ただし、連続する学校閉庁日の開始日から起算して2週間以内に全国大会などへの出場を控えている場合、校長の許可により休養日としないことを可能とする。

オ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒への疲労蓄積につながらないよう十分配慮する。

(4)地域・保護者・関係者等との連携について

- ア 学校は、部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- イ 学校ホームページや部活動通信等を有効活用し、部活動の様子を定期的に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ウ 顧問等は、各部の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得るように努める。
- エ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。
- オ 部活動が地域クラブと連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定や大会や練習試合等の精選などに留意し、十分に調整を図る。

(5)生徒の安全確保について

- ア 日頃から、教育相談資料や保健アンケート等により、生徒の健康状態を把握し、保護者と連携しながら望ましい活動が行われるように配慮すること。
- イ 日頃から、関係する施設、設備、用具などの定期的な安全確認、事故が起こったときの対応の確認などに留意すること。
- ウ 学校として定めている下校時間を遵守し、生徒が安全に下校できるような指導を行うこと。
- エ 校外で活動する際には、日没時間や交通事情などを考慮した上で活動時間を設定すること。
- オ 事故が発生した場合は、学校の危機管理マニュアルに沿って対応すること。
- カ 生徒の熱中症予防を常に心がけること。その際、「熱中症環境保健マニュアル2022(環境省)」を参考として適切に対応すること。また、熱中症予防情報サイトの活用や、携帯型の電子式暑さ指数(WBGT)計により、各活動場所の暑さ指数(WBGT)を測定し、各活動場所における生徒の活動(活動の強度、休憩の頻度、水分・塩分補給等)について全教職員等で共通理解を図り、適切に対応すること。その際、場合によっては躊躇なく活動計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること。さらには、熱中症が発生するおそれのある環境下において、マスクを着用している生徒がいる場合は、その危険性を踏まえ、マスクを外すよう指導すること。

(6)体罰等の禁止

- ア 顧問等は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。
- イ 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇、威圧的な言動など、指導者として信用を失墜させる行為(ハラスメント)は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たる。
- ウ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反するハラスメントは決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜顧問等に指導を行うなど体罰等を行わないための取組を行う。
- エ 顧問等は、個人情報の取り扱いには十分に注意を払い、学校の規則に則り適切に管理する。

第2章 福津市学校部活動の地域展開の基本目標

1. 福津市における「学校部活動の地域展開」の目標

福津市における「学校部活動地域展開」の目標を次のとおりとする。

スポーツ・文化芸術活動を通した、すべての子どもたちのウェルビーイングの実現

※ウェルビーイングとは

…身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

また、子どもたちのウェルビーイングの実現のために必要な環境を次のものとする。

子どもたちのウェルビーイングが育まれる5つの環境

- “他者との関わり”の中で育まれる
- スポーツ・文化と出会える”必然“
- やりたいことが“できる”やりたいことに”気づく“
- やりたいことを”呼び起こす“
- 望む“レベル・志向”に対応できる



2. コミュニティ・スクールの強みを生かした福津市の「学校部活動の地域展開」

15年目を迎える福津市のコミュニティ・スクールとしての活動においては、ゲストティーチャーやボランティアなど子どもたちの教育活動を支えるために多くの保護者や地域住民が小・中学校に集うなど、学校支援体制が構築されている。また、小学生の体力測定サポートや中学校での合唱指導など地域住民や大学生等のボランティアの協力が得られるようになってきている。

また、中学生は地域の一員として地域の課題解決に取り組み、地域貢献に参画する姿が多く見られるようになった。さらに、子どもたちを中心にして地域の中で防災訓練や対話による異世代交流、企業と連携した子どもたちの活躍の場が創出されている。今、福津市では、「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちを支える機運が高まっている。

福津市の「学校部活動の地域展開」は、このようなコミュニティ・スクールの“強み”を生かし、学校、家庭、地域が教育目標を共有し、連携・協働しながら、地域全体で子どもたちのニーズに応じた多様なスポーツ・文化芸術活動に触れる機会や環境を創ることを目指す。

また、スポーツ・文化芸術活動を通して、子どもたちが将来にわたって幸せを感じ続けられる「ウェ

ルビーイング」を高めるためには、子どもたちにとって身近な大人のウェルビーイングも欠かせない。そして、子どもたち一人一人のウェルビーイングが学校、家庭や地域、社会に広がって、多様な人たちを支え、繋がり、将来にわたって世代を超えて循環していく人づくり・まちづくりを目指している。

したがって、福津市では、すべての子どもたちのウェルビーイングの実現を目指して、学校部活動の新たなカタチとして社会総がかりで共に創る「福津市認定地域クラブ」の創設により、学校部活動の地域展開を進める。

図 2:ウェルビーイングの循環



3. 基本方針

【本市の方針】

- 令和7年度から「休日の学校部活動」を、段階的に「福津市認定地域クラブ」へと展開する。
- 「平日の学校部活動」は引き続き実施する。令和9年度以降の学校部活動の在り方について、令和8年度末までに方針を決定する。

※今後、国や福岡県が新たな方針を示した場合や、協議会での検証・評価結果等を踏まえ、必要に応じて本推進計画の見直しを行う。

4. 学校部活動の地域展開へのスケジュール

(1) 令和6年度から令和8年度

福津市では、令和6年度から令和8年度までの期間において、市認定クラブの設立、運営体制の整備、学校や保護者、地域等への周知等を行う。また福津市認定地域クラブの課題抽出・把握を行うとともに、関係機関等と連携して課題の解決に取り組み、福津市認定地域クラブの確立を推進する。また令和8年度末までに令和9年度以降の学校部活動の在り方の見直しを一体的に行う。

(2) 令和9年度以降

週休日を中心に福津市認定地域クラブを展開する。

第3章 新たに設置する「福津市認定地域クラブ」

1. 福津市認定地域クラブの定義・位置付け

福津市認定地域クラブ(以下「市認定クラブ」という。)は、学校部活動における教育的意義をもちつつ、学校と指導者等が教育目標を共有する新たな枠組みのクラブ活動である。市認定クラブの要件を満たした団体を、市教育委員会が認定し、学校の施設等で活動を行う。

2. 対象者

福津市内の中学生とする。

3. 実施体制

(1)運営・実施主体

福津市教育委員会内に福津市スポーツ・文化ネットワーク事務局(以下「市ネットワーク事務局」という。)を設置し、包括的な企画・管理・サポート等を行う。

また、市ネットワーク事務局にスポーツ文化コーディネーターを配置し、学校との調整、活動の実施における課題の把握、課題に対する助言、指導等を行う。

(2)運営体制

市ネットワーク事務局と学校が相互に連携・協働し、市認定クラブの運営を行う。

(3)指導者

市ネットワーク事務局が、指導者の募集や指導者の認定を行い、市指導者バンクに登録された指導者が指導にあたる。

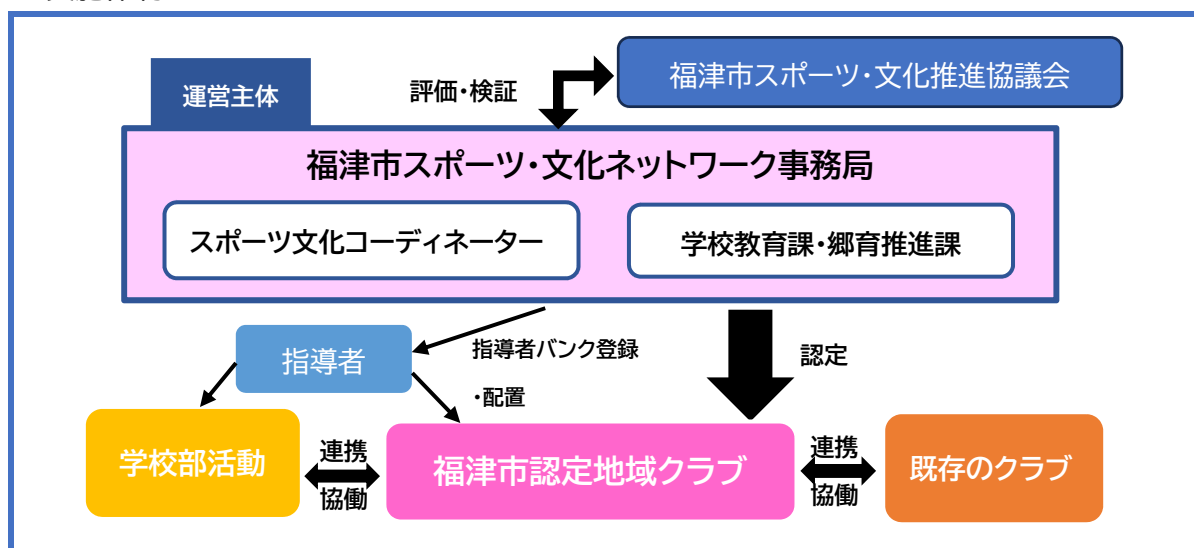
(4)福津市スポーツ文化推進協議会(福津市部活動改革検討協議会を発展)

市認定クラブを基本目標に沿う活動とするために、学校関係者や関係団体の代表者等を交え、活動の評価、課題の検証を行い、対応策などを提言する。

図 3:市認定クラブの位置付け等

	学校部活動	市認定クラブ	既存のクラブ (社会体育・文化サークル)
特性	教育課程外の活動 学校が設置する部活動	市認定クラブの要件を満たすクラブ 多様な種目・生徒のニーズへの対応	独自の運営方針による活動 民間等による運営、個人による運営
位置づけ	学校教育の一部 学校管理下	福津市管理下 (学校管理下の一部)	社会教育の一環
指導者	教職員(顧問) 部活動指導員	福津市認定指導者 (兼職兼業の教職員含む)	民間指導者 地域指導者
活動場所 施設・備品	学校体育館・グラウンド等 学校部活動の備品を使用	学校体育館・グラウンド等 学校部活動の備品使用可	民間団体施設、地域施設 運営団体の備品を使用
対象者	各中学校在籍生徒	市内中学生	運営団体等が認める者
費用	部活動費(保護者会等による管理)	会費(保護者負担) ※市事務局による一元管理	クラブが設定した会費・必要経費等

図 4:実施体制イメージ



4. 市認定クラブの要件

市認定クラブは、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であるため、実施団体は以下の要件を満たす必要があるものとする。

(1)組織や運営等に関すること

- ☐ 市内の中学生が参加できるクラブであること
- ☐ 活動拠点は原則として市内近郊とし、活動場所までの移動など生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- ☐ 営利目的を主とした運営でないこと
- ☐ 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わること
- ☐ 市ネットワーク事務局が主催する指導者研修を受講し、「福津市認定指導者」として登録されている指導者等が指導、運営に携わること
- ☐ 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること

- ・目的が記載されていること
- ・入退会について記載されていること
- ・会費(大会出場費、旅費)について記載されていること
- ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監事(代表、副代表、会計を兼ねることはできない)
- ・保護者への活動内容の公表や報告等について記載されていること
- ・生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校や部活動と必要に応じた情報共有を行うこと
- ・適切な活動時間や休養日等を設定していること

(2)クラブの活動方針や指導方針に関すること

- ☐ 部活動の教育的意義を正しく理解するとともに、子どものニーズ(志向やレベル)に応じた人間関係の構築や技術の向上を主たる目的として活動すること。
- ☐ 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、人権を尊重して活動を行うこと。
- ☐ 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷やストレスなどの精神の不安などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような活動日数及び活動時間を設定すること。
- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

5. 適切な休養日の設定

生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- (1) 週当たり 2 日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日以上、週休日等は少なくとも 1 日以上を休養日とすること。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- (2) 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、週休日等は 3 時間程度とする。早朝に活動を行う場合も 1 日の活動時間に含めるなど、生徒が教育活動に支障をきたしたり、家庭生活とのバランスを崩したりすることがないように配慮する。
- (3) 大会やコンクール、練習試合等で長時間の活動になる場合は、大会後に休養日を設け、生徒の健康面や学校生活に支障がでないように配慮する。
※ 運動を週 16 時間以上するとけがのリスクが高まる。(「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会))
- (4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中と同様とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに部活動以外にも多様な活動ができるようある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

6. 会費等

- (1) 市認定クラブ活動の維持・運営に要する費用は、参加者(その保護者等)の負担とする。
- (2) 中学生の誰もが希望する活動を行うことができる環境を整備するために、参加費の低廉化と均一化を主たる目的として、市ネットワーク事務局は、市認定クラブの維持・運営に要する費用のうち、指導者謝金、保険料等にあてるため、参加費を集金する。
- (3) 市認定クラブ団体は、クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じてクラブ運営費を集金することができる。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。

7. 保険の加入

市認定クラブ活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。

保険適用の範囲については、活動の最中だけでなく、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。

8. 活動場所

- (1) 市認定クラブ活動は、学校の施設を基本の活動場所とする。種目や団体に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。
- (2) 市ネットワーク事務局は認定クラブの活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行う。
- (3) 学校部活動と市認定クラブ活動の活動場所の使用希望時間が重なる場合は、学校部活動を優先とする。

9. 備品等

- (1) 市認定クラブ活動において、学校備品・用具を適切に使用されると認める場合、市内中学校長は

これを許可することができる。この場合、破損・紛失等が発生した時に備えて、あらかじめ市認定クラブと協議しておかなければならない。

- (2)学校部活動と市認定クラブ活動において備品の使用希望時間が重なるは、学校部活動を優先とする。

10. 指導者等の要件等

- (1)市認定クラブ活動において指導することができる指導者等は、市ネットワーク事務局が指定する研修を受講し、市指導者バンクに登録した者とする。
- (2)指導者等は、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。

11. 既存のクラブ・サークルとの連携・協働

市ネットワーク事務局は、子どもたちの活動したいレベルや志向を選択することができるよう、中学生が参加可能な地域のクラブ・サークル活動等について、活動団体リストを作成し、生徒や保護者へ広く周知を図る。

既存のクラブ・サークルは、市認定クラブの要件を満たす場合、市認定クラブの申請をすることができる。

12. 学校との連携等

- (1)市認定クラブと中学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長に努める。
- (2)市ネットワーク事務局は、市認定クラブ団体が認定要件に示した内容に沿って適正に行われるよう、クラブの取り組み状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- (3)市認定クラブ活動の指導者等と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど参加者や保護者等への説明を適切できるよう緊密な連携を図る。

13. 教職員の兼職兼業について

- (1)教職員は、市認定クラブ活動における指導者等の兼職兼業を行うことができる。
- (2)教職員(兼職兼業)による市認定クラブの立ち上げや指導については、教職員自身の意思や希望によらなければならない。教職員の意思等に反して、指導者として関わることがないものとする。
- (3)教職員(兼職兼業)が市認定クラブの指導を行う場合は、次の点に留意すること

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 公務の遂行に支障がないか(公務や学校部活動を優先する)☐ 時間外在校等時間と市認定クラブ活動での従事時間の合計が月80時間を超えず、心身の健康や本務への支障がないと見込まれるか☐ 職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となったりするようなおそれがないか☐ 市認定クラブの要件を遵守し、持続可能な地域クラブとなるよう指導しているか |
|--|

14. その他

- (1)市ネットワーク事務局は、将来的に市認定クラブ活動が中学生だけでなく、ほかの世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、市認定クラブ活動の充実を図る。
- (2)近隣市町において実施される希望する地域クラブ活動に参加する機会を確保されるよう、近隣市町と連携し、相互利用の環境を整備する。
- (3)市ネットワーク事務局は、近隣市町や民間企業等と連携を図り、活動場所の確保に努める。
- (4)今後、国や福岡県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本推進計画の見直しを行う。